

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	旭川市

旭川市鳥獣被害防止計画 (第 5 次)

<連絡先>

担当部署名 旭川市農政部農業振興課農畜産係
所在地 北海道旭川市上常盤町 1 丁目水道局庁舎 4 階
代表電話 0166-26-1111 (内線 3715)
電話番号 0166-25-7470 (直通)
F A X 番号 0166-26-8624
メールアドレス nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ, キツネ, ヒグマ, アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道旭川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		額(千円)	面積(ha)
エゾシカ	水稻	4,076	9.3
	小麦	45	1.1
	果樹 (おうとう, なし, アロニア)	840	1.4
	牧草	196	4.0
	小豆	19	0.1
	大豆	176	2.1
	スイートコーン	174	0.9
	デントコーン	38	0.5
	ビート	287	0.7
	その他果菜類 (カボチャ, トマト, ピーマン, ブッキーニ)	144	0.1
	葉茎菜類	300	0.1
	ばれいしょ	596	1.0
	その他農作物 (そば)	3,728	55.6
小計	10,619	76.9	
キツネ	スイートコーン	77	
	その他果菜類 (カボチャ)	15	
	葉茎菜類 (キャベツ, はくさい)	81	
	小計	173	
ヒグマ	水稻	11	
	果樹	6,540	
	大豆	2	
	スイートコーン	2	
	ビート	21	
	受粉用養蜂箱		
	小計	6,576	

アライグマ	水稲	49	
	果樹	36	
	スイートコーン	73	
	スイカ	292	
	メロン	40	
	その他果菜類（カボチャ、トマト）	245	
	小計	735	
	合計	18,103	

注) 被害数値は、農家や農協への聴き取り方法による。被害意識の温度差など実態を正確に把握することは困難であり、上記数値を超えていると推測する。

(2) 被害の傾向

	<p>本市は、周囲を山林に囲まれ、隣接する農地における農業被害に加え、「川の街」であることから、河川敷を移動空間として市街地での出没も増加し（アーバンディア、キツネからのエキノコックスの、ヒグマによる人身被害のおそれ）、一連の捕獲等事業も効果が実感できない状況となっている。</p>
イゾナ	<p>大規模な越冬地が国有林内（神居古潭鳥獣保護区）にあり、森林被害も発生している。融雪期になると5～6頭の群れで移動し、日没後山林から農地に出没する。春は、果樹木、牧草、秋まき小麦、水稲、ビート苗、アスパラ、秋は、果実、蕎麦、稲、豆類、ビート、人参、ばれいしょ等、食踏害は通年に及んでいる。</p>
キツネ	<p>水田地帯の空き家や雨水管などで子育てし、秋のスイートコーンの食害が主であるが、農業ハウスに登りビニールが裂けたという被害や、養鶏場での捕食も見受けられる。</p> <p>また、銃器使用が難しい住宅地付近の農地では、はこわなにより対応しているが、警戒心が強く、捕獲には結びつきづらいため、対処的な対策に限定されることから、防除方法を模索している。</p>
ヒグマ	<p>市街地への侵入により、市民の安全を確保するため、河川敷や公園の閉鎖等により、市民生活に多大な影響が生じている。</p> <p>農地においては、スイートコーンやビート等の食害に加え、出没による農作業への間接的被害や、不意の遭遇による人的被害が懸念される。</p> <p>令和3年度出没情報（足跡、糞、食痕：90件、R4.1月末現在）</p>
アライグマ	<p>平成27年以降、対策を強化していることもあり、捕獲頭数は増加しているが、繁殖力が旺盛なため、今後も更なる増加が見込まれる。スイートコーン、果菜類の食害だけではなく、納屋に保管している米袋の破散などが見られ、生息域は確実に拡大している。</p>

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害額(千円)	10,619	7,433
	被害面積(ha)	76.9	53.8
キツネ	被害額(千円)	173	121
	被害面積(ha)	—	—
ヒグマ	被害額(千円)	6,576	4,603
	被害面積(ha)	—	—
アライグマ	被害額(千円)	735	514
	被害面積(ha)	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市鳥獣被害対策実施隊(鳥獣捕獲員)が銃器及びくくりわなでの捕獲を実施。 くくりわな捕獲は、神居地区、東旭川地区、西神楽地区の農業者自らが実施隊に参加し従事。 平成22年度から越冬地での一斉捕獲を実施。 市は残滓の無償回収を支援。 	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> くくりわなによる捕獲では、農家による自己完結を目指すとともに、銃器部会との連携により、捕獲・止め刺し・解体を確実に実施できるような体制を構築する。
	<p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市鳥獣被害対策実施隊(鳥獣捕獲員)が銃器及びはこわな捕獲を実施。 市は残滓の無償回収を支援。 	<p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 草丈が伸長していない4~5月は銃器捕獲。草木の影響で銃器の効率が低下する6月以降は、はこわな捕獲に移行するが成獣は警戒心が強く、罠にかかりづらい。
	<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害が継続的に発生する場合や、人身への危険度が高い場合を除き捕獲は行わず、追い払いや市民への注意喚起対策を実施。 パトロールや捕獲対応は、猟友 	<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 遭遇回避意識を醸成することが重要。 収穫残渣等の適正処理により、農地への誘因防止対策を図る。 ヒグマに対する正しい知識の普及啓発が必要。

	<p>会旭川支部と協力して対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわな保有数 8 台 ・防除従事者 24 名 <p>(R4.1 月末現在)</p>	
	<p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協, 農業者, 市, 実施隊及び森林組合と連携し, 通年で箱わな捕獲を実施。市は, 捕獲技術講習会を開催し, 技術の向上と捕獲従事者の拡大に努める。 ・農業者へのはこわな貸出時には, その都度, 捕獲技術講習を行い, 「旭川市アライグマ等防除実施計画」に基づく防除従事者登録を行う。 ・はこわな保有数 224 台 (農地分) ・はこわな保有数 82 台 (非農地分) ・防除従事者数 224 名 (R4.1 月末現在) 	<p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制の強化により, 年々, 捕獲頭数が増加しているが, 旺盛な繁殖力から生息数及び生息域ともに拡大傾向にあり, 農業被害も拡大している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に出没したヒグマに対する緊急的な対応として, スマートフェンスを設置。 ・市街地への侵入防止, 監視用にネットフェンスやセンサーカメラを設置。 ・令和3年度に, 果樹農家を対象とした侵入防止柵の資材購入費用の補助を実施(1/2 以内補助)。 <p>※R4.1 月末現在事業完了前のため, 設置距離等は未定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の継ぎ目や未設置の農地に対して被害が集中する。 ・隣接町村は「鳥獣被害対策総合交付金」等を活用し, 電気柵等を導入済み。本市における被害地区は, 分散農地が多く, 費用負担等の調整も難しい。 ・フェンスやカメラのチェック, 現場対応を行う体制の確保が必要。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ対策の知識普及に向けた市民向け講習会を実施。 ・ヒグマとの共存共生のため, 正しい知識の普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に知識の普及を要する, 緩衝帯のある地域に住む人の参加率が低い。

(5) 今後の取組方針

[エゾシカ]

- ・旭川市鳥獣被害対策実施隊による、5～9月の銃器捕獲を強化する。
- ・くくりわな捕獲のさらなる普及推進と、捕獲技術講習会等を支援する。
- ・効率捕獲のため、越冬地での一斉捕獲を適宜予算に応じ実施する。
- ・センサーカメラ等 ICT 機器を活用し、生息状況の把握やわな捕獲の効率化を図る。

[キツネ]

- ・旭川市鳥獣被害対策実施隊による、草丈が伸長していない4～5月及び冬期の1～3月の銃器捕獲を強化する。
- ・はこわなを増台し、草木の繁茂期や銃器が使えない場所の捕獲を強化する。

[ヒグマ]

- ・通報を受けての現地調査や、必要な対策を迅速に実施する。
- ・センサーカメラをはじめとした ICT 機器等も活用しながら、近隣市町村を含む広域での生息調査により、ヒグマの移動経路や定着度合を把握し、防除地域・排除地域での具体的対策に繋げる。
- ・市街地近郊の河川敷等でヒグマの市街地侵入を防止するための電気柵設置や調査、捜索のためのドローン、ベアドッグ等による追い払いの実施を図る。
- ・ヒグマの生息環境管理のため、緩衝帯となる離農地等の整備を図る。
- ・地域に寄り添った普及啓発、意識向上の場を設ける。
- ・市街地の住民に正しい知識の教育、市民協働の意識の向上を図る。

[アライグマ]

- ・効率的なはこわな運用において、捕獲努力量（設置期間）を確保する。
- ・森林組合と連携し、効率的な捕獲を行う。
- ・捕獲に従事する農業者に対し、捕獲効率の高い春期捕獲など、収穫期前後の被害発生時だけでなく、個体数低減のための積極的な捕獲を推奨する。

[その他]

- ・旭川市営農改善推進協議会を中心とした関係機関と連携し、効果的な対策を日々協議する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・エゾシカ、キツネは、旭川市鳥獣被害対策実施隊対象鳥獣捕獲員が銃器、くくりわな及びはこわなによる捕獲を継続する。
- ・ヒグマは、猟友会旭川支部と連携し、銃器及びはこわなによる捕獲を継続する。
- ・アライグマは、農協、農業者、森林組合と連携し、生息地域の情報共有と効率的なはこわな捕獲を継続する。
- ・鳥獣残滓は、4箇所を設置した回収ボックスに集積し、市による適正な処分体制を継続する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4	エゾシカ キツネ ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・くくりわな捕獲への支援（くくりわな導入） ・捕獲技術研修会の実施 ・市街地でのヒグマ対応を考慮し、散弾銃も含めた捕獲許可の申請 ・アライグマ、キツネ用はこわな保有の増台
令和5	エゾシカ キツネ ヒグマ アライグマ	令和4年度を取組を継続
令和6	エゾシカ キツネ ヒグマ アライグマ	令和4年度を取組を継続

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカは、直近年の捕獲実績に加え、近年の本市の農業被害額の大幅な増加、北海道北部地域における推定生息数の増加、北海道が設定した本市の年間捕獲目標数（760頭）等の状況を踏まえ、捕獲圧の強化のため、前回より50頭増加した数とする。 ・キツネは、直近年は新型コロナウイルス等の影響で捕獲数が大幅に減少したため、ここ10年間の通常年における捕獲実績を参考に設定する。 ・ヒグマは、原則、住民への注意喚起等による対策が中心であるため、積極的な捕獲目標数ではなく、問題個体の捕獲想定数とする。 ・アライグマは、直近の捕獲実績に近年の増加率を加えた数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	400	400	400
キツネ	100	100	100
ヒグマ	5	5	5
アライグマ（農地分）	400	400	400
アライグマ（非農地分）	420	420	420

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・通報のあった被害状況に基づき、銃器、罟、防除等の対策を総合判断する。指定鳥獣保護区内の捕獲は、被害の軽減に支障となる場合に限定する。特定猟具使用禁止区域内での銃器捕獲は、他の方法がなく、かつ、銃器使用上の安全が確保される場合に限定する。 ・エゾシカは、実施隊捕獲員が銃器（5～9月）及びくくりわな（4～11月）による許可捕獲（4月～翌3月）、冬期における越冬地（神居古潭鳥獣保護区等）での一斉捕獲に取り組む。 ・キツネは、実施隊捕獲員が銃器及びはこわなによる許可捕獲（4月～9月、1月～3月）に取り組む。 ・ヒグマは、継続的な農業被害や市街地侵入個体等人身への危険度が高い場合に限り、猟友会旭川支部の協力を受け、銃器及びはこわなによる許可捕獲を行う。なお、捕獲場所は、旭川市一円に加え、東神楽町、鷹栖町、当麻町及び東川町と旭川市の境界から1km以内並びに比布町から2km以内の区域のうち許可を受けた範囲とする。 ・アライグマは、「旭川市アライグマ等防除実施計画」に基づき、関係機関の協力を受け、はこわなによる捕獲を行う。 ・鳥獣保護法第12条第1、2項に規定する禁止猟法、第36条に規定する危険猟法は厳禁とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>(必要性)</p> <p>エゾシカの捕獲においては、ライフル銃以外の猟銃又はくくりわなを基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。</p> <p>ヒグマの捕獲においては、反撃を受けないように遠方から射撃可能なライフル銃の使用を要する。</p> <p>(取組内容) 捕獲手段 : ライフル銃による捕獲 実施予定時期 : 令和4年4月～令和7年3月 実施予定場所 : 旭川市一円（エゾシカ）、 旭川市内及び隣接町村の隣接部分（ヒグマ）</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	市街地近郊の河川敷，緩衝地帯と山林の境界等に電気柵及び防草シートを設置		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	電気柵下に防草シートを敷き，下草による漏電を防止。監視カメラを使用した定期的な監視体制を整える。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

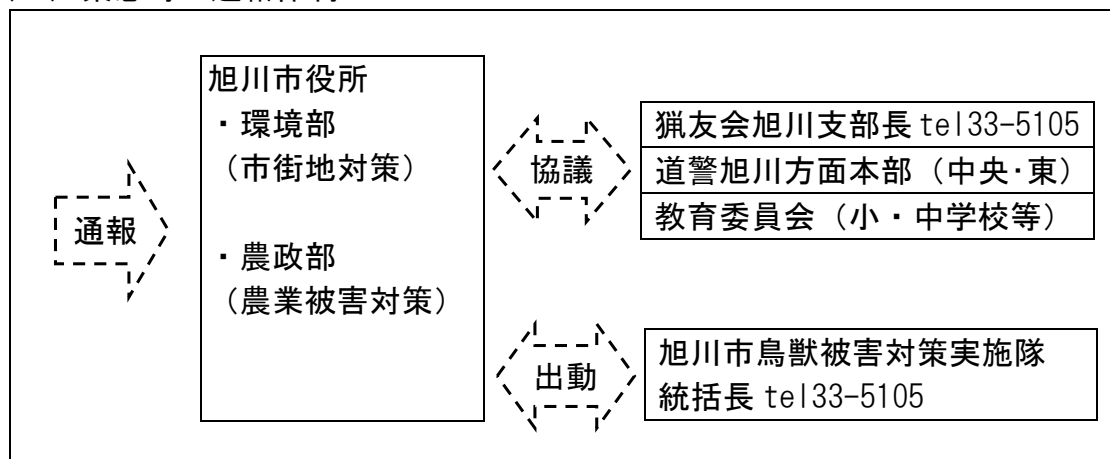
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受けての現地調査や，必要な対策を迅速に実施する。 ・近隣市町村を含む広域での生息調査により，ヒグマの移動経路や定着度合を把握し，防除地域・排除地域での具体的対策に繋げる。 ・市街地近郊の河川敷等でヒグマの市街地侵入を防止するための電気柵設置やドローン，ペアドッグ等の活用を図る。 ・ヒグマの生息環境管理のため，緩衝帯となる離農地等の整備を図る。 ・地域に寄り添った対策の普及啓発，意識向上の場を設ける。 ・市民に正しい知識の普及，対策について市民協働の意識の向上を図る。 ・市内各所にヒグマ出没情報紙「クマップ」を設置するとともにホームページで出没情報を公開し，誘引物となるごみの持ち帰りを徹底させるなど，ヒグマの遭遇事故防止に向けた情報提供と注意啓発を強化する。
令和5	ヒグマ	令和4年度の取組を継続
令和6	ヒグマ	令和4年度の取組を継続

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
旭川市環境部環境総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地におけるエゾシカ出没対策 ・ヒグマ通報に伴う調査，猟友会との連携，住民注意喚起
旭川市農政部農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ通報に伴う農業者注意喚起
北海道警察旭川方面本部	<ul style="list-style-type: none"> ・通報現場での対応（アーバンディア・ヒグマ出没警備・規制，住民広報）
北海道猟友会旭川支部	<ul style="list-style-type: none"> ・通報区域のパトロール ・出没時の捕獲活動 ・生態に関する助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

駆除により捕獲した鳥獣の残滓は、基本的に市内4箇所の回収ボックスで回収し、委託した一般廃棄物収集運搬許可業者により旭川市近文清掃工場に運搬し、焼却処分する。ただし、突発的な事情等により上記の方法での処分が困難な場合においては、旭川市廃棄物処分場において埋設処分する。

また、捕獲場所の地形的要因等により搬出が困難な場合は、捕獲現場で適正な方法により埋設処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・エゾシカ肉については、一部のハンターが自家利用しているが、さらなる有効活用の方法を検討する。
ペットフード	・2～3月に実施しているエゾシカの一斉捕獲による個体は、道内ペットショップに引取りを依頼し、全てペットフードとして活用されている。
皮革	・エゾシカの皮革については、一部のハンターが自家利用している。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	旭川市営農改善推進協議会
構成機関の名称	役割
あさひかわ農業協同組合 たいせつ農業協同組合 東旭川農業協同組合 東神楽農業協同組合	・被害防除対策の実施 ・被害状況の調査掌握 ・ヒグマ等出没情報の周知、啓発
旭川市環境部環境総務課	・鳥獣捕獲許可申請受付（キツネ） ・鳥獣対策（アーバンディア、ヒグマ） ・生態系被害に係るアライグマ対策
旭川市農政部農業振興課	・鳥獣被害対策実施隊の総括・指示 ・営農改善推進協議会の統括・運営 ・農業被害対策（エゾシカ、キツネ、ヒグマ、アライグマ）

北海道猟友会旭川支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊の統括・出動 ・ ヒグマ出没区域のパトロール ・ わな捕獲等，専門的立場からの助言
北海道中央農業共済組合上川中央支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣情報の収集と実施隊への協力 ・ 鳥獣対策への協力

協議会の名称	旭川市ヒグマ対策協議会
構成機関の名称	役割
旭川市環境部環境総務課	・ ヒグマ対策協議会の統括・運営
北海道猟友会旭川支部	・ わな捕獲等，専門的立場からの協議・助言
北海道上川統合振興局 保健環境部環境生活課	・ 管理河川の情報，近隣町村情報を踏まえた対策協議
北海道警察旭川方面本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の銃器使用等に関する対策協議 ・ 出没時の交通規制等に関する対策協議
旭川河川事務所	・ 管理河川の情報，整備等を踏まえた対策協議
上川中部森林管理署	・ 管理森林の情報，整備等を踏まえた対策協議
酪農学園大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態調査，監視体制等，専門的立場からの協議・助言
ヒグマの会	
北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道上川総合振興局 保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可申請受付（エゾシカ，ヒグマ）
北海道上川総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の実施
北海道警察旭川方面本部	鳥獣対策（アーバンディア・ヒグマ出没警備）
旭川市果樹協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣情報の収集と実施隊への協力 ・ 果樹被害防除対策の実施
地区市民委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣情報の収集と実施隊への協力 ・ 地域住民への周知・啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・旭川市鳥獣被害対策実施隊 平成26年4月6日設置

・所掌事項

- 1) 有害鳥獣の捕獲・処理等に関する事。
- 2) 捕獲した鳥獣の止め刺し・解体に関する事。
- 3) 鳥獣被害防止対策に係る指導・助言に関する事。
- 4) その他鳥獣被害防止対策に関する事

・R3隊員数 187名

・編成(体制図は別記)

- 1) 隊長 (旭川市農政部農業振興課長)
- 2) 副隊長 (旭川市農政部農業振興課農畜産係長)
- 3) 統括長 (北海道猟友会旭川支部長)
- 4) 部会長 (北海道猟友会旭川支部部会長)
- 5) 隊員 (北海道猟友会旭川支部会員)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(別記)

旭川市鳥獣被害対策実施隊 体制図

